

平成20年9月24日

社会保障審議会 障害者部会
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

障害者自立支援法の報酬・基準改定にあたって

障害者自立支援法の法改正および報酬改定等にあたっては、重度障害者等の地域生活を支援する観点から、訪問系サービス等について、サービス支給量とサービス提供の基盤整備の両面について、改善に向けた取り組みが必要だと考えます。

1. 訪問系サービスの支給量について

- (1) 市町村が「必要な人に必要なサービスを」という法の理念に則って適切な支給決定が行えるように、国庫負担基準の廃止によって、市町村が支弁した費用の全額を国庫負担の対象とする必要があります。

平成20年7月15日提出の国会資料のp.p.7-17

- (2) 25%負担が重く押し掛かってしまう小規模市町村等に対して国が直接財政支援を行うことについて、検討が必要だと考えます。

平成16年10月12日「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案について)」における調整交付金構想(都道府県経由での財政調整)

- (3) ケアホームの身体障害者への対象拡大については慎重な検討が不可欠であると考えます。

平成20年7月15日提出の国会資料のp.18

2. 訪問系サービスの提供基盤の整備について

- (1) 重度訪問介護について、「支給決定を受けたのにサービスが利用できない」という問題を解決するために適切な報酬単価が不可欠です。

平成20年7月15日提出の国会資料のp.p.4-6

- (2) 居宅介護について、ヘルパー3級の従事資格を今後も継続すべきだと考えます。

ピアヘルパーの取り組み

【別添】

資料 読売新聞 平成20年9月2日付朝刊

資料 朝日新聞(大阪本社版) 平成20年9月18日付朝刊

資料 朝日新聞(大阪本社版) 平成20年9月19日付朝刊

社会保障 女性

重度身体障害者の支援

重い障害を持った人が、自宅で生活しながら社会参加を目指すケースが増えている。2006年度に施行された障害者自立支援法でも、必要な支援を行うことがうたわれているが、理想通りに進んでいない。
(社会保障部 安田武晴)

◆介護移行
高校時代、柔道のけいこで頸髓を損傷した木下真さん(21)は、今年4月、東京・目黒区のアパートで母親と暮らし始めた。首から下が動かず、人工呼吸器を付けている。ヘルパーによる訪問介護と母親の介護を受けながら、大学進学を目指して勉強している。

◆介護移行
要なサービスを提供できる。無理なことから、母親も一緒に上京し、毎夜、呼吸器



電動車いすのヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下真さん(東京都目黒区内の自宅アパートで)

「自立」に介護不足の壁

受給勉強は、静岡県掛川市内の実家ですらもつらかった。だが、夜間の介護を家族が引き受けることになり、昼間の介護を市に打診したものの、6時間程度しか認められそうにない。たとえ認められても、市内に必要

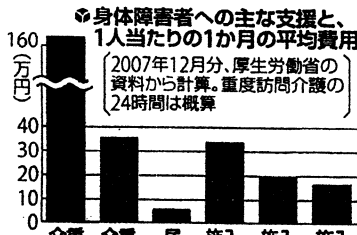
自宅です立した生活を送るには、長時間の介護が認められやすく、サービス事業所が多い都市部に行くしかないと思つた。東京都内への引越を決意し、最終的に、支援団体の拠点に近い目黒区を選んだ。

の管理や尿のチェックなどをしているようになった。その後、背徳損傷者の支援団体「日本せきすい基金」の支援を受けながら、側と交渉を続け、24時間の支給の実現を目指している。

は多額の費用がかかり、給付に消極的になりがちだ。サービス提供費用は原

自立生活を送れるようになっている。専属の介護者制度は、英国やカナダにもある。このほか、米国には「障害のあるアメリカ人法(A.D.A.)」という障害者差別禁止法があり、バリアフリー(障害除去)が行き届いている。このため、介助なしでも車いすなどで移動できる場合が多い。同様の法律は、英国などにもある。

多くの事業所が、厚労省が設定する重度訪問介護の報酬単価が安いことを理由に挙げている。利用者が最重度でも、日中で1時間平均1605円。介護保険の訪問介護(身体介護)中心で4020円)に比べてかなり安い。



※重度訪問介護は原則、1日3時間以上、24時間の利用者も
※居宅介護の平均費用は、知的、精神障害者も含む

和歌山市の石田雅俊さん(40)は、ヘルパーの介護を受けながら一人暮らしをしている。生まれつきの脳性まひで首から下が動かず、生活全般に介護が必要だ。昨年10月、訪問介護が月約100時間も減らされ、377時間になった。市との交渉が決裂し、今年5月、訴訟を起した石田さんは「地域社会を暮らすことが当たり前

前の権利を認めてほしい」と訴える。

自立支援法は、障害者が自ら選択した場所に住み、自立した社会生活を営めるよう、市町村は必要な介護などを給付する義務があると明記している。

国から支給されるのは、最重度で一律約3500万円。1日6時間分に過ぎず、これを超える長時間の利用者が多く、市町村の持ち出しになることもある。

必要な介護が給付されず、当然の社会参加ができないのは、障害者本人だけでなく、社会にとってもマイナスだ。国は費用の確保に責任を持つべきだ。

③つの提案

- 費用負担は都道府県単位で調整
- 重度訪問介護の報酬引き上げを
- 地域生活の権利、公的支援で保障

低賃金へルパー一定のぬ



「我々は生きぞう」
「愛人の話を聞け」

7月20日 京都市中心部の河原町通。障害者本人を介助するヘルパーが1層になり、障害者自立支援法の見直しを訴える声があった。焼つけような日差しの下、約100人が繁華街を行進した。

車イスで参加したさ（中）は「ヘルパーに代わって死んでしまえ」と書いたプラカードを掲げ、「ヘルパーの時給を上げろ」と言を振り絞った。20歳の時、交通事故で四肢まひになった。8年前に母親をがんで亡くし、04年から市営住宅で一人暮らしを始めた。仕事、トイなど生活全般を24時間介助を利用する。

この暮らしが今、立ちゆかなくなつてきた。ヘルパーが確保できず、事業所が介助を引き受けなくなったからだ。つてを頼んで、自分でヘルパーを雇うは、事業所に紹介し、介助を維持する。

それでも月に数百、夜間介助を受けられない日がある。精神のため急に意識が朦朧したり、体調からまく調子が悪くなる。たりする恐れは絶えずある。ヘルパーがいなければ、死の恐怖におびえる。

市の福祉事務所にヘルパーを探してもらったこともあるが、30を越す事業所から断られ、紹介された事業所も条件が折り合わなかった。

「ヘルパー不足は生存権すら危うい状況だ」
背景にあるのは、障害者自立支援法の介護報酬の低さだ。特に、重度訪問介護やサトビスの事業者の間では、十分な賃金が払えないためヘルパーが集められないとの声が強い。

京都市障害者福祉課による、ヘルパーを雇うおぼ（中）という利用者からの相談はこの1年、自立して増えてきた。斎藤泰樹・住信債担担頭は「重度訪問介護の報酬は決して十分とは言えず、引き上げを国に求めている」と話す。

この子の手紙には、赤い字で「過労死」と書かれたプラカードを手にした斎藤さん（中）の姿もあった。重度訪問介護の介助をするヘルパーの集まり「かりん庵」で万人の所得保障を目指す介助者の会（事務局・京都

市）のメンバーだ。低賃金と重労働に耐えられなくなったヘルパーが職場を去り、残った人は過重労働でつぶれていく。斎藤さんらはこの数年、歴々の陥った事業所を身近に見てきた。市内の事業所に責任者として勤める男性ヘルパー（中）は、テモに参加する予定だったがかなわなかった。斎藤さんの介助予定があったら、3月、同様の2代女性がこの仕事を続けるのはきついと、言い残し、看護士を目指すために退職した。7月、2代女性の職員が過労で入院した。

人手不足で代役がないため、体調が悪くても休めない。7月の労働時間は300時間を超えた。休日はほぼ毎日だけ。しかも日曜は夜勤なので「明け済み」になる。この1年、夏休みや正月休みを含め、連休を取った記憶はない。求人をかけても最近問い合わせすらない。選定も3人サトビスの利用申し込みがあるが、人を雇うのめどがなく、断らざるを得ない状態だ。時給は1100円。支援法ができてから1000円上がった。利用者の間を移動する交通費も足りず、7月は計約を500を

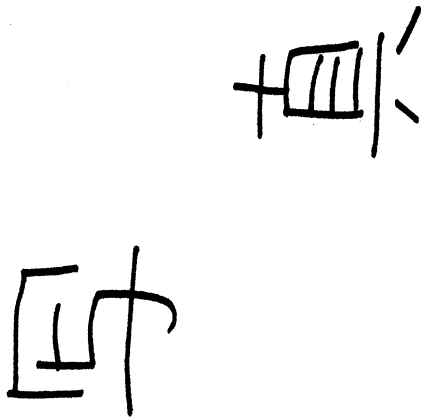
「現場」で出した。残業代は一部もない。賞金の取り方も約200円にとどまる。この事業所では支援法が施行された06年、介助1時間あたりの平均収入が06年比で約8%、07年比で約12%下がった。いま報酬体系の9割を人件費に充てており、これ以上の時給引き上げは厳しい。「もう現場はもたない。何とか報酬を引き上げてほしい」

かりん庵の斎藤さんは「このままではヘルパーの過労死や重度障害者の死（事故）が起きると懸念を懐す。

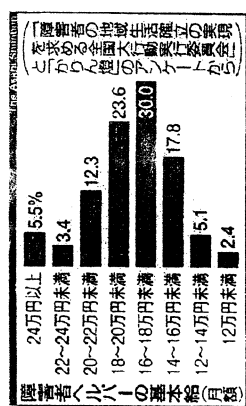
重度訪問介護 長時間の介助が必要で障害者本人が身体介護、家事援助、移動支援などを一体的に提供する障害者自立支援法のサトビス。全国で約7千人（07年12月）が利用する。障害の強度や移動介護の時間に応じて加算がある。支援法以前の「看護士制度」時代は、ほぼ同じ支援を「日常生生活支援」と「移動介護」のサトビスの組み合わせで提供していた。NPO法人「中野区障害者解放センター」（大阪市）の田嶋典事務局長は「多くの事業所は自立支援法になって1層以上の減収に陥っているはずだ」と指摘する。

記事文中の①さんについては、ご本人との連絡が間に合いません。ご本人を休せ。記事文中の「重度訪問介護の報酬引き上げを国に要望」とは、大都市の心身障害者（児）福祉社主催課長会議等にふるものを指す。写真には関係が記載していません。

利用者「生存権の危機」■事業所「現場もたない」



若い介助者と一緒に手を運ぶヘルパーの待機設備を訴える②さん（中）17日、京都市内



過労死水準超す人16.6%

800を越す団体をつくる「障の地域の生活自立の実現を求め、全国大行動要請委員会」の呼びかけは今年障害者を介助するヘルパー約800人にアンケートした。それによると、月給制で働くヘルパーの基本給は平均18万円。1カ月分以上のボーナスありは、5%（時給ありは11.5%にとどまった。一方、月の平均労働時間（正職）は194.7時間。過労死水準（月240時間）を超すと考えられる「月240時間以上」の人が16.6%いた。実行委員会はさらに特別に07年秋、人材確保をテーマに事業者にアンケートし、全国約100事業者から回答を得た。それによると、「週3カ月にヘルパー不足のために新規利用者を断らざるを得なかった」と答える事業者が4分の3に達した。

こうした現状を踏まえ、障害者自立支援法の見直しに関する身長の報告書（07年12月）には、人材確保と事業者の経営安定の観点から、08年4月に報酬を改定することが盛り込まれた。介護の担い手不足は高齢者の分野でも深刻さを増し、社会保障の根柢を揺るがす問題となっている。「介護従事者処遇改善法」が5月に国会で成立したが、身体疲労はまた見えない。福祉現場の環境を良くしめると、抜本的対策を急ぐ必要がある。

※引用者注① 記事文中の①さんについては、ご本人との連絡が間に合いません。ご本人を休せ。記事文中の「重度訪問介護の報酬引き上げを国に要望」とは、大都市の心身障害者（児）福祉社主催課長会議等にふるものを指す。写真には関係が記載していません。

地域で暮らしたいのに

「介護や福祉を希望したい」と530・8211 朝日新聞大阪本社生活文化グループ「暮らしの安全網」へ。フックス（06・6201・0179）およびメール（seikatsumen@asahi.com）で受け付けます。



和歌山市内のアパートの一室。車いすの石田雅徳さん（40）が隣室で待てるヘルパーの男性に「お願い」と言葉をかけ、トイレの介助を頼んだ。願望をすべて完全に網羅し、一人を雇うことも食事もできない。事業所から派遣されるヘルパーが網羅だ。

6歳から35歳までの介護者10人、週給で生活した。「困難」される生活に苦しむを覚悟し、一人暮らしを始めたのは4年半前。自由に行きたい所に行き、好物が食べられる。そんな生活がなせられしつまで続いた。不安が頭をよぎる。障害者自立支援法が施行された06年当時、市から委託された重度訪問介護は月47時間あった。ところが昨年、突然101時間減らされた。今年5月、選定などの分として9時間増え、月39時間になったがこれに生活保護でまかなえる介護時間を合わせても、ヘルパーのいない「空白」が1日、時間種発生する。

失禁して衣服が濡れればヘルパーが来るまで待つしかなく、

水分を絶えずぬぐって来たこともある。緊急時に電話する手だてもない。「命の危険を感じ」る日々だ。

市は支援法施行後、厚生労働省の協力を基に「支援法決定書」を作り、介護の必要時間数を求めている。市の重度訪問介護の基本時間は、石田さんのように重度障害の重い障害があつて二人暮らしの場合、208時間。これに本人の身体状況などを考慮して平均60%の加算がある。それでも本人の希望を大きく下回る場合は、「非定額」として本人が必要はサービス費を算定し、市の障害者の会員を聞いて決める。「非定額」の石田さんは「私は24時間介護が必要だ。他人の手を借りて自分の意思を表現し、人生をつくるのも自立。障害者が地域で生きると決まらなければ」と話す。

今年5月、24時間介護は必要を月47時間の支給を求め、市を相手取り和歌山地裁に提訴した。月101時間減らされた点について、「合理的な理由はない」と市の決定に疑問を抱く。

これに対して市は「二人暮らしにも十分償い、特別に考慮する必要はない」と主張し、差額の差本時間数を削減した。生命の危険が迫って

頼みの介護突然削減 ■住む所で支援に差

いる状態ではないので、24時間の介護を要する状態ではない」と反論している。

又々

第五郡川市。市が定める移動支援サービスの要請に対して、障害者団体から「削減が多すぎ使えない」と異議を求め声があがっている。異議はすべて利用が認められるが、全額補助を削減した

に行く時、文化祭活動に参加する時だ。サービスが使えない項目も明記された。例えば次のような制限に抵触がある。

「遊園地のとき」「入浴料、入浴料を支払った建物内で活動するとき」市障害福祉課は「遊園地、スキーやゴルフや風俗などを想定したもので、通常の余暇活動は認めない」と説明する。しかし「障子」及び「遊び目的は

と」認められたいら利用者もいて、損害はない。

また「入浴料、入浴料を支払った建物内」は入浴料の制限があるので、ヘルパーが浴槽に入つて移動介助するのは原則できない。川口市の障害者も参加する「障害者の生活と権利を守るネットワーク」代表の角形博志さんは「施設介助をしないで放つておいたら、思う知事への説明はよくに連れて行ってください」とは頼むたいと批判する。

一方、同じ県内でも、さいたま市の事情は大きく異なる。生活に不可欠な外出に加え、レジャー、外食、スポーツ観戦なども社会参加のため認めると明記。さらには食事や食事、トイレ介助、移動費などの活動支援も保障されていると説明する。

自治体にとって、これはこの違いがあるのは、移動支援は、市町村が実施する「地域生活支援事業」とされ、サービス範囲など自治体は自由に決められる。厚生労働省は「地域の事情に応じて自治体の判断を尊重している」と説明する。

自治体の考え方の相違が社会参加の範囲が左右されるのはおかしなところだ。この問題は厚生労働省、川崎卓史、向井大輔が担当しました。

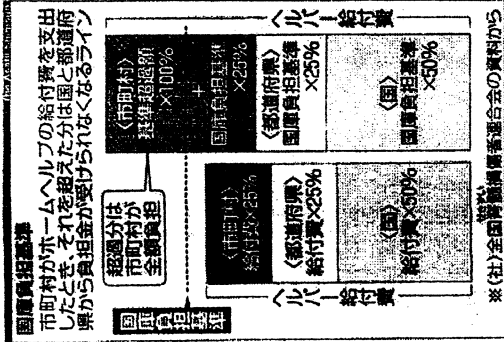
真

写

ヘルパーの男性（左）にストロークで飲み物を飲ませてもらう石田雅徳さん（和歌山市内）

「サービス実費半額 国は負担を」

「重度障害者の地域生活に欠か



さい介護サービスの負担が自立と自立価格も大きくなっている。DPI（障害者サービス）は日本会議の障害二事務局長は危機感を募らせる。その原因として挙げるのが、障害者自立支援法独自の財政ルールだ。支援法は、重度訪問介護などのホームヘルプのサービス費用を国の1、都道府県が市町村がそれぞれ4分の1負担することを義務づけた。だが、国の都道府県が負担するのは国が始めた国庫

負担率の範囲内つまり、市町村が決定したサービスの費用が負担額を越えると、超過分は市町村の持ち出しになる。国

庫負担は、国の負担が総額の上限にならないよう自治体に通知しているが、自治体からは「国が十分な負担をしないのでは厳しい」との本音も聞かれる。

厚生事務局長は「国は、実際にかかる費用の2分の1を国庫負担に削減は、負担すべきだ。国庫負担100%を削減する自治体は、自治体から地域へ」として障害者の自立は望ましいと話す。